

[事案 2022-266] 新契約取消請求

・令和5年12月1日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年6月に契約し、同年7月に解約した米国ドル建終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 毎月利率が決まり、利率は下がらないでずっと維持されると説明されたが、この説明は誤っていた。
- (2) 低解約返戻金特則がついていない方が戻り率が良いと説明を受けたが、実際は誤った説明であった。
- (3) クレジットカード払いにすると、カード会社から約3%の手数料が上乗せされることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、積立利率が毎月設定されて、その変動により保険金額の増加が期待できる商品であり、最低保証はあるが積立利率が変動する商品である。
- (2) 低解約返戻金特則がついていない方が戻り率が良いとは一般的に理解されていないため、募集人もそのような説明は行っていない。申立人が昨今の為替変動に不安を抱いていたため、募集人は同特則を付加しない方が申立人のためになると考えて募集時に説明はしなかった。設計書に同特則についての注意点が記載されている。クーリング・オフ期間中に事前に設計書を送付の上、募集人が電話で同特則の説明を行ったところ、申立人が同特則を付加しないことを決めた。
- (3) クレジットカード払いの利用については、注意喚起情報、設計書に記載がある。募集人もカード会社所定の手数料がかかると説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。